

改正

令和2年12月28日訓令第15号

令和4年12月27日訓令第22号

南関町空き家バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南関町における空き家等の有効活用を通して、人口の増加と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 本町の区域内に存する建物であつて、現に使用せず、又は使用しないこととなるもののうち使用することができるもの及び現に居住の用に供する建物がない更地の宅地又は主として居住の用に供することができない建物がある宅地であつて、売買可能な土地をいう。
- (2) 空き家バンク制度 町内への定住を目的として空き家等の利用を希望する者に対し、町内に存在する空き家等の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、提供する仕組みをいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却若しくは賃貸等を行うことができる者をいう（あつせん及び仲介等を目的とした業務を行うものを除く。）。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンク制度への登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家等登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳に記載しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(空き家等の登録事項の変更及び取消の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家等登録者」という。）

は、当該登録事項に変更があったとき又は当該登録を取り消ししようとするときは、速やかに空き家バンク登録（変更・取消）届出書（様式第2号）を町長に届出なければならない。

（空き家等の登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳から登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家等登録者に通知するものとする。

- （1） 空き家等登録者から登録取消の届出があったとき。
- （2） 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （3） 登録の日から2年を経過したとき（改めて登録申込みを行うことにより再登録する場合を除く。）。
- （4） その他町長が、当該登録について適当でないと認めたとき。

（利用登録の申込み等）

第7条 町内の民間の借家、アパート及び町営住宅等に居住し又は町外に居住し、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空き家等利用登録申込書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する利用登録の申込みはできないものとする。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めたときは、空き家等利用登録台帳に記載しなければならない。

- （1） 空き家等に定住し、又は長期間にわたり滞在しようとする者
- （2） その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録事項の変更及び取消の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき又は当該登録を取り消ししようとするときは、速やかに空き家等利用登録（変更・取消）届出書（様式第4号）を町長に届出なければならない。

（利用登録の抹消）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等利用登録台帳から登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- （1） 利用登録者が、第7条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- （2） 利用登録者が、空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 利用登録申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から登録取消の届出があったとき。
- (5) 利用登録の日から2年を経過したとき（改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合を除く。）。
- (6) その他町長が、当該登録について適当でないとしたとき。
(情報提供等)

第10条 町長は、空き家等の登録情報を本町のホームページ又は広報誌等により公開し、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、空き家バンク登録台帳及び空き家等利用登録台帳に記載された情報のうち、有用なものを提供するものとする。
(交渉等)

第11条 空き家等登録者及び利用登録者は、空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、当事者間で責任をもって行わなければならない。
(個人情報の保護)

第12条 第4条第2項及び第7条第2項の規定により、町が保有する登録台帳に記載する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び南関町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号）に定めるところによらなければならない。

- 2 空き家等登録者及び利用登録者は、空き家バンク制度における個人情報の取扱いについて、次の事項に留意のうえ適正に取扱うものとする。この登録が解除された後においても同様とする。
- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
 - (2) 個人情報を毀損、滅失又は改ざんすることのないよう適正に管理すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月8日から施行し、平成23年2月16日から適用する。

附 則（令和2年12月28日訓令第15号）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年12月27日訓令第22号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。